

岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金支給要綱

令和4年3月24日 制定

(総則)

第1条 県は、就職氷河期世代の処遇改善を図るため、就職氷河期世代の有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換又は直接雇用し、かつ、厚生労働省のキャリアアップ助成金（正社員化コース又は障害者正社員化コース）（以下「キャリアアップ助成金」という。）を受給した事業主に対し、予算の範囲内で奨励金を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「転換等」とは、キャリアアップ助成金（正社員化コース）においては、有期雇用労働者若しくは無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること又は派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用することをいう。キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）においては、有期雇用労働者若しくは無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、厚生労働省の雇用関係助成金支給要領において使用する用語の例による。

(対象事業主等)

第3条 奨励金の支給の対象となる事業主（以下「対象事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業主とする。

(1) 令和4年4月1日以降に労働者（次のいずれにも該当する労働者に限る。以下「対象労働者」という。）の転換等をし、かつ、キャリアアップ助成金の支給決定を受けた事業主であること。

ア 転換等の時点の満年齢が36歳以上56歳以下の者であること。

イ 転換等をされた日において、県内の事業所に勤務しており、かつ、県内に居住している者であること。

ウ キャリアアップ助成金の支給の対象となった者であること。ただし、正社員化コース（令和5年11月29日以降に転換等した場合に限る。）及び障害者正社員化コースにおいては、第1期支給対象期間の支給の対象となった者とする。

- (2) 資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主にあつては1億円）以下の事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人）を常態として超えない事業主であること。
 - (3) 岐阜県税の滞納がない事業主であること。
 - (4) 申請日において、対象労働者の転換等の後の雇用区分での雇用が継続していること。
- 2 奨励金の額は、対象労働者1人当たり10万円とする。

（欠格事由）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業主となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人

(支給申請)

第5条 奨励金の支給を受けようとする対象事業主は、別記様式1による申請書に当該申請書において定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出期限は、対象労働者に係るキャリアアップ助成金の支給決定を受けた日から40日を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日とする。

(不支給要件)

第6条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しない。

- (1) 対象労働者が事業主又はその役員の3親等内の親族である場合
- (2) 対象労働者に係る労働条件に不利益又は違法な条項があり、かつ、当該対象労働者から県に申出があった場合

(奨励金の支給決定等)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の支給を決定し、別記様式2により当該申請をした対象事業主に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による奨励金の支給決定後に、奨励金を支給するものとする。

(キャリアアップ助成金の支給決定の取消し等に係る報告)

第8条 奨励金の支給を受けた対象事業主は、キャリアアップ助成金の支給決定の取消し又は返還命令があった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(奨励金の支給決定の取消し)

第9条 知事は、奨励金の支給決定を受けた対象事業主が次のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) キャリアアップ助成金の支給決定の取消し又は返還命令があったとき。

- (2) 第3条第1項に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為によって支給を受けたとき。
- (4) その他知事が支給決定を取り消す必要があると認めたとき。

(奨励金の返還)

第10条 知事は、奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第11条 第5条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、奨励金の支給をしないものとする。

- 2 知事は、第7条第1項の規定による支給決定をした後において、当該支給決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、第9条の規定により奨励金の支給決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に奨励金が支給されているときは、知事は、前条の規定により期限を定めて、奨励金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 対象事業主は、第10条の規定により奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業主の納付した金額が返還を命ぜられた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた奨励金の額に充てられたものとする。
- 3 対象事業主は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この奨励金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る奨励金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の予算に係る奨励金から適用する。

この要綱は、令和6年度分の予算に係る奨励金から適用する。

別記様式1（第5条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

事業主住所
 名 称
 代表者職・氏名

岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金支給申請書

次のとおり岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金の支給を受けたいので、岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 奨励金支給申請額

申請額	万円（10万円×（転換等人数）人）							
振込先		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所		
	ゆうちょ銀行 店番		預金 種類	普通	当座	雑種	貯蓄	
	口座番号							
	(ふりがな) 口座名義							

2 会社概要

主たる事業	1 小売業・飲食店 3 サービス業	2 卸売業 4 その他
資本金又は 出資の総額	万円	
常時雇用する 労働者の数	人	
担当者	氏名	
	役職	
	連絡先	(電話番号)

(参考) 申請の対象となる企業の規模

小売業（飲食店を含む。） サービス業 卸売業 その他の業種	資本金 5,000 万円以下又は労働者 50 人以下 資本金 5,000 万円以下又は労働者 100 人以下 資本金 1 億円以下又は労働者 100 人以下 資本金 3 億円以下又は労働者 300 人以下
--	---

※本様式は必ず両面印刷で提出してください。

3 誓約事項

岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金の申請にあたり、次のとおり誓約します。(誓約事項をよく読み、を入れてください。)

<input type="checkbox"/>	当該対象労働者は、事業主又は役員の子親等内の親族に該当する事実はありません。
<input type="checkbox"/>	申請事業主又は申請事業主の代表者、役員若しくは使用人が要綱第4条の規定に該当せず、かつ、暴力団又は暴力団員が申請事業主の経営に事実上参画していません。
<input type="checkbox"/>	支給対象要件を全て満たしているとともに、申請内容に虚偽や不正はありません。 また、虚偽等が判明した場合は、奨励金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
<input type="checkbox"/>	申請日において、対象労働者の転換等の後の雇用区分での雇用が継続していること。
<input type="checkbox"/>	岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
<input type="checkbox"/>	申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、奨励金の支給を受けた事業主名、対象事業所などの情報が公表されることに同意します。

4 添付書類

- (1) 対象労働者の内訳 (別紙)
- (2) キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し
- (3) キャリアアップ助成金支給申請書の写し
＜共通＞
様式第3号 (第1面) 「キャリアアップ助成金支給申請書」
＜正社員化コース＞
様式第3号 (別添様式1-1) 「1-1 正社員化コース内訳」
様式第3号 (別添様式1-2) 「1-2 正社員化コース対象労働者詳細」
＜障害者正社員化コース＞
様式第3号 (別添様式2-1) 「2-1 障害者正社員化コース内訳」
様式第3号 (別添様式2-2) 「2-2 障害者正社員化コース対象労働者詳細」
- (4) 対象労働者の氏名、年齢及び転換等された日における住所が確認できる書類 [官公庁の発行する身分証明書 (写)、運転免許証 (写)、健康保険被保険者証 (写)、住民票 (写) 等]
- (5) 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- (6) 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し (申請者と口座名義が異なる場合には、委任状をご提出ください。)

別紙

申請事業主名

対象労働者の内訳

1 対象事業所

転換等を実施した 事業所の名称	
転換等を実施した 事業所の所在地	

2 対象労働者

1	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 有期 → 正規 <input type="checkbox"/> 無期 → 正規
	転換等実施日	年 月 日
	年齢	(上記時点の年齢) 歳
	転換等された日 における住所	
2	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 有期 → 正規 <input type="checkbox"/> 無期 → 正規
	転換等実施日	年 月 日
	年齢	(上記時点の年齢) 歳
	転換等された日 における住所	

※対象労働者が3人以上の場合は、本様式を適宜コピーの上作成し、提出してください。

※本様式は雇用保険適用事業所ごとに提出してください。

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岐阜県就職氷河期世代正社員化促進奨励金については、次のとおり支給することを決定しましたので通知します。

なお、本奨励金を受給することにより、国又は市町村の雇用に関する助成金等が減額され、又は受給できなくなる場合があります。

支給決定金額 金 円